

令和3年度事業計画

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

1 淨化槽法定検査及び関連事業 323,073千円

(1) 淨化槽法定検査事業 318,196千円(人件費含む)

①検査実施計画

法第7条検査 2,700基

法第11条検査 33,300基 計 36,000基

※法第11条検査のうち10人槽以下の対象地区：

三次市、庄原市、安芸高田市、北広島町、安芸太田町、世羅町

②検査実施計画達成の方策

ア 受検率向上の取り組み

浄化槽法定検査の受検率の向上を図るため、未受検浄化槽の管理者（所有者）名、住所等の情報を最新で正確なものとするよう努めるとともに、この情報に基づく効果的な受検依頼数を確保することを目的に、次の取り組みを実施する。

【市町と連携した取り組み】

- ・未受検者への受検案内送付（市町名による指導文書）
- ・市町への浄化槽台帳整備、未受検者指導、共同訪問等の各種要請

【当センター独自の取り組み】

- ・受検案内未達分の宛先・氏名等の再精査処理と検査員による掘り起し
- ・会員への掘り起し委託実施

イ 契約締結の推進

法定検査を毎年確実かつ効率的に実施するため、10人槽以下の浄化槽管理者との三者契約、11人槽以上の二者契約の締結を推進する。

③精度管理の実施

ア 水質検査の精度管理

土日対応の自動BOD測定システムにより、法定検査を行う全ての浄化槽についてBOD水質検査を実施し、安定して正確な測定結果を得るために、的確なシステム維持管理の徹底、検査環境の整備など検査業務の精度管理を行う。また、定期的にpH計の検定を受け、精度管理を徹底する。

イ 検査技術の向上等

検査員の検査技術の向上及び現場検査の精度管理の徹底を図るため、検査員研修会、検査員研究会、5S委員会、接遇研修、現場検査指導等のOJTを含めた体系的な内部研修の充実に努め、全国浄化槽技術研究集会など外部の各種の集会、講演会、研究発表会等に検査員を参加させる等、他県の検査機関との交流を図る。

併せて、課長補佐による(仮称)業務改革チームを設置し、検査の質の向上や検査の効率化に向けて課題の洗い出しに着手し、業務改革への取り組みを実施する。

- ④各種会議開催・参加
 - ・浄化槽検査委員会（7月）
 - ・製造・施工部会及び保守点検・清掃部会会議（4月、9月）
 - ・全国浄化槽技術研究集会（10月19・20日 愛媛県）
 - ・中国地区指定検査機関情報交換会（11月 鳥取県）
 - ・広島県浄化槽適正維持管理促進協議会
 - ・（一社）全国浄化槽団体連合会の諸会議
 - ・（一社）全国浄化槽団体連合会中国地区協議会の諸会議 等

（2）法定検査関連普及啓発等事業 4,575千円

①環境啓発イベント等参加

広島県等が開催する環境啓発イベント（「環境の日」ひろしま大会）に出演参加する。併せて、ごみゼロクリーンウォーク、クリーン＆サンフレッシュの環境美化活動へ参加する。

②浄化槽の日普及啓発事業

浄化槽の日（10月1日）に、浄化槽の適正な維持管理等を訴える新聞広告の掲載等を行う。

③浄化槽設置者講習会

関係市町との共催により、浄化槽の新規設置者を対象に浄化槽適正管理に資するための講習会を開催するとともに、浄化槽の正常な機能保障等の周知徹底に努める。

④会報発行、ホームページ運営等による普及啓発及び情報提供事業

会員及び浄化槽設置者を支援するため、浄化槽の適正な設置・管理方法、浄化槽法定検査の制度、浄化槽関連の手続きやその他の浄化槽に関する情報提供する。省エネ型浄化槽システム導入推進事業の広島県における窓口業務は令和3年度も継続し、事務手続き等について支援を行う。

⑤水環境保全及び地域活性化活動助成

法人設立40周年記念行事としてスタートした当該事業を継続実施する。

（3）浄化槽現況調査業務等の受託 302千円

市町から浄化槽現況調査事業等を受託し、休止、廃止等浄化槽の使用状況の調査を行い、未受検浄化槽の台帳整理を行う予定である。

2 B C P（事業継続計画）の推進 6,000千円

新型コロナウィルス感染症の拡大が収束しない中、非常事態であっても当センターに課された公益目的事業を継続して実施して行くため、昨年7月に策定したB C P（事業継続計画）に基づき以下の事業に取り組む。

(1) 公益法人運営システム、法定検査実施システムの見直し・改修事業

現在当センターが構築している各種の公益法人運営システム（経理業務、予算・決算業務、検査手数料請求・入金業務、給与支給業務、勤怠管理業務等）及び法定検査実施システムをアウトソーシングにより課題を洗い出し、見直して改修する。

のことより、センター全体のシステムを体系化し、マニュアルを整備することにより非常事態においても誰もが代替者として即座に対応できるようにする。

(2) リモートワーク、テレビ会議等の推進

新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため以下の事項を推進する。

- ・検査用タブレット等情報機器を活用した直行直帰や在宅による勤務
- ・テレビ会議システムを利用した会議や打合せ
- ・在宅勤務時の勤怠管理・決裁制度の整備

3 通常総会、理事会開催等法人の運営 2,114千円

定款に定められた法人運営会議の開催

- ・第42回通常総会 1回（6月）
- ・正副理事長会議 3回（5月、11月、令和4年3月）
- ・理事会 4回（5月、6月、11月、令和4年3月）